

前橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の  
改正について（議案第131号）

長寿包括ケア課

1 改正の理由

介護保険法施行規則（厚生労働省令）の改正に伴い、地域包括支援センター（センター）に配置する職員の員数の基準について所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、配置すべき職員の員数について非常勤の職員を常勤の職員の員数に換算する方法によることができる。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一つの区域とし、配置すべき常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内のセンターがそれぞれの配置基準を満たすものとする。

3 施行期日

令和7年4月1日